（船舶登記令の一部改正）

**第四十八条**　船舶登記令（平成十七年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表一の五の項添付情報欄ロ中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十八条第一項」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六条第一項」に改める。

別表二の十四の項添付情報欄ロ中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改める。

（船舶登記令の一部改正に伴う経過措置）

**第四十九条**　前条の規定による改正後の船舶登記令別表一の五の項添付情報欄ロ及び別表二の十四の項添付情報欄ロの規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定とみなす。

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）

**第五十条**　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十二条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条」に改め、同条第二項中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第五十一条**　前条の規定による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構法施行令第二十五条の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続と、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定と、それぞれみなす。

（株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正）

**第五十二条**　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、第八百七十条（第六号に係る部分に限る。）」を削り、同条の表第八百六十八条第一項、第八百七十条、第八百七十一条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の項中「、第八百七十条」を削る。

（消費生活協同組合法施行令の一部改正）

**第五十三条**　消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表第八百七十二条第四号の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第八百七十二条第四号 | 第八百七十条第一項各号 | 第八百七十条第一項第一号及び第二号 |
| | 同項第一号、第三号及び第四号 | 同項第一号 |
| | 、当該各号 | 、同号 |

（地方公共団体金融機構法施行令の一部改正）

**第五十四条**　地方公共団体金融機構法施行令（平成十九年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十二条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条」に改め、同条第二項中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改める。

（地方公共団体金融機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第五十五条**　前条の規定による改正後の地方公共団体金融機構法施行令第十三条の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続と、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定と、それぞれみなす。

（独立行政法人国際協力機構法施行令の一部改正）

**第五十六条**　独立行政法人国際協力機構法施行令（平成二十年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十二条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条」に改め、同条第二項中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改める。

（独立行政法人国際協力機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第五十七条**　前条の規定による改正後の独立行政法人国際協力機構法施行令第十九条の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続と、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定と、それぞれみなす。

（技術研究組合法施行令の一部改正）

**第五十八条**　技術研究組合法施行令（平成二十一年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第八百七十二条第四号の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第八百七十二条第四号 | 第八百七十条第一項各号 | 第八百七十条第一項第一号及び第二号 |
| | 同項第一号、第三号及び第四号 | 同項第一号 |
| | 、当該各号 | 、同号 |

第十条の表第八百七十二条第四号の項及び第十三条の表第八百七十二条第四号の項中「第八百七十条各号」を「第八百七十条第一項各号」に、「第八百七十条第二号及び第七号」を「第八百七十条第一項第一号及び第四号」に、「同条第二号、第五号及び第七号」を「同項第一号、第三号及び第四号」に改める。

（特別会計に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

**第五十九条**　特別会計に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第三条の規定による改正後の」を削り、「第十七条第四項」を「第十二条第四項」に改める。

（原子力損害賠償支援機構法施行令の一部改正）

**第六十条**　原子力損害賠償支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十二条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条」に改め、同条第二項中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改める。

（原子力損害賠償支援機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第六十一条**　前条の規定による改正後の原子力損害賠償支援機構法施行令第十八条の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続と、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定と、それぞれみなす。